

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年八月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

鴻巣桶川さいたま線	路線名
北本市本宿二丁目八一番二地先から同市本宿二丁目二八番一地先まで	供用開始の区間
令和三年八月三十一日	供用開始の期日
平成十一年七月九日付け埼玉県告示第千六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長五七・八〇メートル	備考